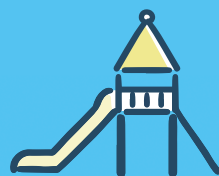


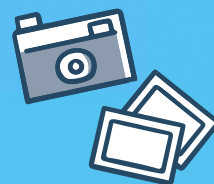
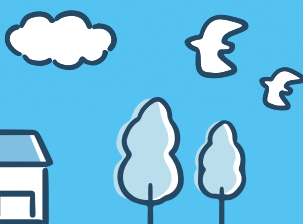
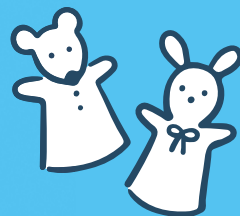
令和6年度



保育施設利用のご案内

この冊子は、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（以下「保育施設」という。）の利用に必要な手続きや、保育制度などの概要を記載したものです。

保育利用の申込みは、この冊子の内容をよくお読みになったうえで行ってください。
また、入所後の手続きについても記載しておりますので大切に保管してください。



目次

1	保育（教育）施設はどのようなところ？	2
2	保育施設を利用するためには	3
	（1）教育・保育給付認定とは	3
	（2）認定区分	3
	（3）保育を必要とする事由	3
3	申込みから利用までの流れ	5
	（1）令和6年4月に入所を希望する場合	5
	（2）令和6年5月以降に入所を希望する場合	6
4	申込みに必要なもの	7
	（1）すべての方が必要な書類	7
	（2）その他世帯の状況により提出が必要な書類	8
5	吉川市にお住まいのまま、市外の保育施設を利用	9
6	市外にお住まいで、吉川市内の保育施設を利用	9
7	申込みに関する留意事項	10
	発達に心配のあるお子さんや軽い障がいがあるお子さん	10
	申込後や入所後の手続き	10
	保育施設の見学	10
8	申込内容の変更に伴う手続き	11
9	利用者負担額（保育料）	12
	（1）決定方法	12
	（2）各種減免制度	13
	（3）納入方法	15
	（4）滞納処分の実施	15
10	給食	16
	（1）給食の内容	16
	（2）離乳食の対応	16
	（3）アレルギー除去食の対応	16
11	送迎保育	16
12	その他の保育制度や子育て支援サービスのご案内	17
	（1）一時預かり事業	17
	（2）病児・病後児保育事業	17
	（3）認可外保育施設	18
	（4）よしかわファミリー・サポート・センター	18
	（5）吉川市健康増進課（子育て世代包括支援センター）	19
	（6）吉川市子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）	19
	（7）子育て支援センター	19
	（8）児童館ワンダーランド	19
	（9）こども発達センター	19
13	幼稚園について	20
	（1）入園の申込み	20
	（2）必要な認定区分	20
	（3）吉川市の教育施設（幼稚園・認定こども園）一覧	21
	～幼児教育・保育の無償化～	22
14	施設等利用給付認定について	23
15	よくあるQ&A	24

1 保育(教育)施設はどういうところ？

吉川市内の保育（教育）施設には以下の種類があります。

申込先	種 類	施設の特徴	利用できる保護者
吉川市	認可保育所 対象年齢 0～5歳	国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された施設で、保護者が就労・疾病などのため家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う施設です。	就労や病気等の事情により、家庭での保育ができない保護者 ▶ P4 参照
	認定こども園（保育部分） 対象年齢 0～5歳 ※施設によって異なります	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。保育部分は認可保育所に準じます。	
	小規模保育事業所 対象年齢 0～2歳	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う施設です。	

※上記の保育施設は、就労や病気等の事情により、家庭での保育ができない保護者に代わって、お子さんを保育する施設です。幼児教育の場として小学校入学準備のため、集団の生活に慣れさせるため、あるいは下のお子さんの保育に手がかかるため、という理由では利用できません。

申込先	種 類	施設の特徴	利用できる保護者
各施設へ直接	幼稚園 対象年齢 3～5歳	学校教育法に定められた「学校」で、遊びや生活を通じて一体的に生きるための基礎を育むための教育を行う施設です。	制限なし ▶ P20～22 参照
	認定こども園（教育部分） 対象年齢 3～5歳	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に提供する施設です。	制限なし ▶ P20～22 参照
	企業主導型保育施設 対象年齢 0～5歳 ※施設によって異なります	企業が従業員の働き方に応じた多様で柔軟な保育サービスを提供する保育施設です。施設によっては地域の子どもの受け入れ枠があります。	各施設へお問い合わせください。 ▶ P18 参照
	その他 認可外保育施設 対象年齢 0～5歳 ※施設によって異なります	乳幼児を保育することを目的とする、埼玉県での認可を受けていない施設・事業者の総称です。 利用料金や保育時間等は施設によって異なります。	各施設へお問い合わせください。 ▶ P18 参照

吉川市内の保育所・小規模保育事業所・認定こども園・幼稚園の紹介動画はこちら→
(動画は令和3年度に制作したため、現在の状況と一部異なる場合があります。)



2 保育施設を利用するためには

「教育・保育給付認定」と「保育施設利用申込」が必要です。

(1) 教育・保育給付認定とは

教育・保育施設を利用する場合、居住している市区町村から教育・保育給付認定を受けることが必要です。

教育・保育給付認定では、お子さんの年齢や、教育と保育のどちらを希望するかによって区分が異なります。さらに、保育を希望する場合には、「どんな」事由で、「どれくらい」保育が必要であるかを認定します。

保育認定を受けるためには、保育施設の利用申込と同時に「教育・保育給付認定申請書（2・3号用）」を提出してください。申請をもとに吉川市から認定内容を通知します。

(2) 認定区分

2号又は3号認定に該当する方は、保育を必要とする時間によって、「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの区分の認定を受けます。それぞれ保育施設を利用できる時間や利用者負担額が異なります。

認定区分	年齢	※保育必要量の区分	利用できる施設
2号認定	満3歳～	保育標準時間 又は 保育短時間	◇保育所（園） ◇認定こども園（保育部分） ◇小規模保育事業所（2歳児クラスまで）
3号認定	満0～2歳		

※保育必要量の区分

○保育標準時間・・・フルタイム就労等を想定した利用時間（最長11時間）

(例) 7:00 18:00

11時間（通常保育の最長利用時間＝保育必要量）	延長保育
-------------------------	------

○保育短時間・・・パートタイム就労等を想定した利用時間（最長8時間）

(例) 7:00 8:30 16:30

延長保育	8時間（通常保育の最長利用時間＝保育必要量）	延長保育
------	------------------------	------

※実際の利用時間帯は、各保育施設の開所時間内で、施設長が認定区分や保護者の状況を考慮して決定します。

※通常保育の最長利用時間を超えた時間は延長保育の扱いとなり、延長保育料が発生する場合があります。

(3) 保育を必要とする事由

認定を受けるためには、保護者（父母等）が「保育を必要とする事由（P4参照）」のいずれかに該当し、保育ができない状況にあることが要件となります。

認定事由に該当しなくなった場合は、他の事由が新たに発生しない限り保育施設を利用することができません。

～保育施設を利用できる日及び時間について～

お子さんをお預かりすることができる日は、保護者が認定を受けた、就労、就学、看護・介護などの「保育を必要とする事由」に該当している日のみです。例えば、就労、就学を「保育を必要とする事由」として認定を受けている方が、保護者の仕事、学校がお休みの日については保育施設を利用することや、冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事、趣味やレジャー等を理由に保育施設を利用することはできません。

また、お子さんをお預かりする時間は、保護者の就労（就学、看護・介護等）時間及び通勤・通学時間を合わせた最低限の時間となります。買い物、保護者の食事、夕食の準備や兄弟姉妹の習い事の同行等の時間は含まれません。

【保育を必要とする事由別の保育必要量および認定期間】

保育を必要とする事由		認定可能な保育必要量		認定期間
		標準時間	短時間	
就労	居宅外労働 (フルタイム、パートタイム、夜間勤務等)	○ (※1)	○ (※2)	就労している期間
	居宅内労働 (在宅勤務、内職等)	△ (※3)	○ (※2)	
妊娠、出産		○	○	出産予定日を起算とした6週前の日が属する月から出産日の翌日から8週経過する日が属する月の末日まで
保護者の疾病、障がい		○	○	医師からの診断書（市様式あり）または障がい手帳により、保育を必要とすると認められる期間
同居又は長期入院等している親族の介護・看護		○	○	介護・看護している期間
災害復旧		○	○	当該事由により保育を必要とすると認められる期間
求職活動(起業準備を含む)		× (※4)	○	90日を経過する日が属する月の末日まで
就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)		○ (※1)	○ (※2)	就学している期間
虐待やDVのおそれがある		○	○	当該事由により保育を必要とすると認められる期間
育児休業取得時に既に保育施設を利用している児童が、継続して保育施設の利用を必要とする ※新規入所の児童は該当しません		× (※4)	○	育児休業取得にかかる児童が2歳に達する月の末日まで ※入所中の児童のクラス年齢や育児休業の取得状況により認定期間が変わります。






- ※1 原則、月120時間以上の就労（就学）をすることが必要です。（休憩を除く実働時間）
また、120時間未満の就労（就学）であっても、通勤時間や勤務時間帯等により、送迎時間に間に合わないことが明らかな場合は、保育標準時間認定とすることができます。
- ※2 月64時間以上、120時間未満の就労（就学）をすることが必要です。（休憩を除く実働時間）
なお、月120時間以上の就労（就学）をしている場合も、希望により保育短時間認定とすることができます。
- ※3 ※1の条件に加え、提出書類により居宅内労働状況を確認した上で、認定の判断をします。
- ※4 特別な事情がある場合は、ご相談いただいた内容と状況を勘案し、認定の可否を判断します。



3 申込みから利用までの流れ

(1) 令和6年4月に入所を希望する場合

①流れ

一次利用調整	～10月6日	11月	1月下旬		2～3月	4月
二次利用調整	～2月13日	随時	3月中旬		3月中旬～下旬	4月
	書類受付 	面接 	結果通知 	決定 待機	決定施設にて 入所説明会・面談 	入園 登園開始 
	原則、保護者が直接提出してください	書類提出時に日程調整を行います	結果は初回申込みの方にのみ、郵送で通知します		利用調整以降 申込みを取り下げない限り、年度末まで自動的に選考対象となり、入所決定時に市より連絡します 待機となっている場合は、再度申込みをする必要はありません	

※4月入所のみ、出生前であっても分娩予定日によっては申込み可能です

②利用調整の日時

◎一次利用調整

【書類受付】

利用申込受付の日時	場所・持ち物
<p>【日にち】 令和5年9月23日（土）～10月6日（金）</p> <p>【時間】 平日 10時～12時、14時～15時</p> <p>土日 9時～12時、13時～15時</p> <p>事前予約制 市ホームページより予約をお取りください。 （原則、電話予約はできません） 右記QRコードより予約ページをご覧ください。</p> 	<p>【場所】 保育幼稚園課窓口</p> <p>【持ち物】 申請書類一式（P7～P8 参照）</p>

【面接】

日にち・場所	備考
<p>【日にち】 令和5年11月10日（金） ～13日（月）</p> <p>【場所】 吉川市役所本庁舎</p> <p>※書類受付時に日程調整を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 面接当日は、必ずお子さんと一緒にお越しください。 未出生の場合は、出生後に面接を行いますので、出生後1か月以内に保育幼稚園課へ連絡してください。 申込み者数によっては、上記以外の日程で、各保育施設にて面接を受けていただく場合があります。

4 申込みに必要なもの

各種様式は保育幼稚園課窓口・各サービスセンターに設置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

(1) すべての方が必要な書類

書類名称	備考
A 教育・保育給付認定申請書(2・3号用)兼 保育利用申込書	お子さん 1人につき1枚 必要
B 提出書類確認票	兄弟分はコピー対応可 (兄弟分のコピーは各自でお取りください)
C 個人番号(マイナンバー)記入用紙	
D 保育施設の利用に関する確認書兼同意書	
児童調査書	お子さん 1人につき1枚 必要
「保育を必要とする事由」を証明する書類	原本1部。兄弟分はコピー対応可 (兄弟分や学童の申込みをされる方は、各自でコピーをお取りください) 対象者 ・保護者(父母) ・18歳以上65歳未満の同一住所者 (令和6年4月1日時点、別世帯の場合も対象) 注意点 原則、証明日が1か月以内のものが有効

対象者の状況	書類名称	備考
外勤している (内定・在宅勤務を含む)	勤務(内定)証明書 (不規則勤務の場合はシフト表添付)	就労先が複数ある場合は、それぞれ必要
自営業 (自営業協力者含む)	勤務(内定)証明書 就労状況申告書	仕事内容・実績がわかるもの
	就労状況申告書に定める添付書類	
内職している	内職従事・収入証明書 就労状況申告書	仕事内容・実績がわかるもの
	就労状況申告書に定める添付書類	
出産の前後	母子手帳の写し	表紙と分娩予定日がわかるページ
育児休業取得中	勤務(内定)証明書	休業期間が明記されたもの
疾病	診断書(市様式あり)又は要介護認定証の写し	保育が困難な状況、その期間が記載されたもの
障がい有する	障害者手帳の写し	対象者の氏名、障害名、障害等級、有効期限(記載がある場合)がわかる部分
病人や要介護者を 看護(介護)している	申立書 診断書又は要介護認定証の写し スケジュール表	障害者を看護(介護)している場合は、障害者手帳(対象者の氏名、障害名、障害等級、有効期限(記載がある場合)がわかる部分)の写しを添付
災害復旧	罹災証明書	
求職中	求職活動申告書	
就学中	学生証の写し又は在学証明書 時間割表等就学時間のわかる書類	学生証の写し及び在学証明書は、対象者の氏名及び在学期間が記載されたもの
虐待やDV	支援措置決定通知書など	公的機関から発行された意見書等の書類
その他	保育をすることができないことを証明する書類	

(2) その他世帯の状況により提出が必要な書類

市が公簿の確認（マイナンバー制度による情報連携を含む）をすることにより、書類の提出を省略することができます。公簿による確認が出来なかった場合は、改めて書類の提出を依頼します。

世帯の状況	必要な書類
令和6年4月～8月利用希望の方で 令和5年1月1日現在、住所地が吉川市外の場合	<input type="checkbox"/> 令和5年度住民税課税(非課税)証明書 ※令和5年1月1日現在の住所地の自治体で発行 ※自治体により名称が異なる場合があります(例) 所得証明書
令和6年9月～令和7年3月利用希望の方で 令和6年1月1日現在、住所地が吉川市外の場合	<input type="checkbox"/> 令和6年度住民税課税(非課税)証明書 ※令和6年1月1日現在の住所地の自治体で発行 ※自治体により名称が異なる場合があります(例) 所得証明書
申込対象児童の兄姉(未就学児)が、次のいずれかに該当する場合 ・施設等利用給付認定を受けずに新制度未移行幼稚園、特別支援学校幼稚部を利用している ・企業主導型保育事業を利用している	<input type="checkbox"/> 施設等を利用していることがわかる証明書 (在園証明書等)
世帯に次に掲げる者(在宅に限る)を有する場合 ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた者 ・特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者	<input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し 対象者の氏名、障害名、障害等級、有効期限(記載がある場合)がわかる部分
申込対象児童にアレルギー症状や、障がい、疾病があり、集団生活の中で配慮を要する場合(P10,17参照)	<input type="checkbox"/> 保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写し(交付を受けている場合) <input type="checkbox"/> 医師の診断書等
保育を必要とする事由が保護者(2人いる場合は両方)の就労に該当し、申込対象児童を認可外保育施設等(※)に1か月以上前から有料で、週4日以上かつ1日4時間以上預けている場合 ※「認可外保育施設等」とは 認可外保育施設のほか、幼稚園・認定こども園教育部分(通常保育に加え、延長保育や預かり保育を利用している場合に限る)及び公立保育所・認可保育園での一時預かり事業を含む。また複数の施設の利用を合算して条件を満たす場合は該当します。	<input type="checkbox"/> 認可外保育施設等在園証明書
入所月の前月末日までに吉川市へ転入予定の場合(P9参照)	<input type="checkbox"/> 住宅を購入または借用する場合 <input type="checkbox"/> 転入先住所及び転入時期が確認できる不動産売買契約書または賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> すでに居住している人のもとへ転入する場合 <input type="checkbox"/> 同居予定確認書
本人の意思によらず失業した場合	以下の書類のうちいずれか <input type="checkbox"/> 離職票のコピー <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証のコピー <input type="checkbox"/> 退職証明書のコピー等退職理由が分かるもの

5 吉川市にお住まいのまま、市外の保育施設を利用

希望する保育施設が所在する市区町村の定める申込要件に該当する場合、吉川市外の保育施設へ申し込むことができます。申込要件や必要書類、選考方法は市区町村により異なりますので、**事前に希望先の市区町村の保育担当課にご確認のうえ、吉川市役所保育幼稚園課にて申込み**をしてください。

【必要書類】

- ①申込に必要なもの 一式（P7,8参照）
- ②希望先の市区町村にて必要とする書類

【締切日】

希望先の市区町村が定める締切日のおおむね10日前

吉川市から転出予定の方

上記の手続きを取ることで、転出前にあらかじめ転出先市区町村の保育施設の利用申込みを行うことができます。また、すでに吉川市内の保育施設に入所しており、転出される場合は、転出前の保育施設を継続して利用することができる場合がありますので、保育幼稚園課までお問い合わせください。

6 市外にお住まいで、吉川市内の保育施設を利用

以下の申込要件のいずれかに該当する場合は、吉川市外に住民登録がある場合でも、吉川市内の保育施設に申し込むことができます。**申込みは、原則お住まいの市区町村で行ってください。**吉川市では、市内に住民登録のある方（入所希望月の前月末日までに転入予定の場合を含む）の申込みが優先となり、市外に住民登録がある方の受入れは定員に空きがある場合のみとなりますので、予めご注意ください。

【申込要件】（以下のいずれかに該当する場合）

- ◆入所希望月の前月末日までに吉川市内へ転入することが、書面において確認できる場合
- ◆吉川市内に保護者の勤務先があり、そこで週4日以上かつ月64時間以上就労(内定)している場合
(休憩時間除く)

【必要書類】

- ①申請書類一式（可能な限り、吉川市様式のご使用をお願いします）※P7,8と同じものをご用意ください
- ②不動産売買契約書や賃貸借契約書の写しまたは同居予定確認書（転入予定者のみ①と併せて提出が必要）

【締切日】

入所希望月		締切日	吉川市の申請締切日
令和6年4月入所	一次受付	右の吉川市の申請締切日の 1週間前までに 現在お住いの市区町村へ ご提出ください	令和5年10月6日（金）必着
	二次受付		令和6年2月13日（火）必着
令和6年5月以降の入所			P6参照（必着）

【転入予定の場合の留意事項】

- ✓転入することが確認できる書類の提出ができない場合は申込みできません。
- ✓入所月の前月末日までに住所異動の手続きがされない場合は、入所内定を取り消す場合があります。
- ✓転入後は保育幼稚園課にて住所異動の届け出および申請書類の書き換えが必要となりますので、転入のお手続きの際は、あわせて保育幼稚園課へ必ずお立ち寄りください。

注意

7 申込みに関する留意事項

発達に心配のあるお子さんや軽い障がいがあるお子さん

軽い発達の遅れや障がいがあるが、日々通所し集団保育を受けることができるお子さんを対象に、障がい児保育を実施しています。発達等に心配がある場合は、利用調整前に保育所生活を体験していただくなど受け入れ環境の準備が必要となりますので、**必ず事前に保育幼稚園課にご相談ください**。また、申込みには医師の診断書等の提出が必要となる場合があります。集団保育が困難なお子さんは受け入れ態勢が整っていないと判断する場合、入所出来ない場合があります。

なお、集団保育が可能なお子さんであっても、保育時間の希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。

申込後や入所後の手続き

■育児休業中に入所が決定した場合

育児休業中の方は、原則入所月の翌月1日までに復職することが入所の条件となります（**復職しない場合は退所となります**）。また、**復帰後1か月以内に直近1週間の勤務実態が記載された勤務証明書を再度提出する必要がある**ます。

慣らし保育の延長等、やむを得ない事情により入所月の翌月1日までの復職が困難となった場合は、必ず保育幼稚園課へご相談ください。

■2歳児までの小規模保育事業所に入所した場合

3歳児以降は、他の保育施設に再度新規申込みを行うか、幼稚園等教育施設を利用することが考えられます。保育施設に申込みを行う場合は、指数による利用調整を行うため必ず入所できるわけではありませんので、予めご了承ください。

また、幼稚園等教育施設による預かり保育の拡充が進み、共働き家庭等のお子さんも教育を受けることができる環境が整いつつあります。よりご家庭にあった施設をご検討ください。

■転所について

一度入所した保育施設から他の保育施設への転所を申し込むことができます。申込みは**保育施設に入所した月の翌月の入所分から**受付可能です（例：4月からの入所が決定した方は、5月入所分から転所を申し込むことができます）。申込期限までに、新規の申込みと同様、**申請書類一式**を保育幼稚園課へご提出ください。

なお、利用調整については、新規入所申込者と同様に行い、**利用調整の結果転所が承諾された場合は、原則、転所前の施設に戻ることはできませんのでご注意ください**。

■現況届等について

子ども・子育て支援法に基づき、年1回、現況届などの提出をもって保育必要性の状況を確認します。毎年8～9月頃、在籍園を通じて通知します。

※勤務証明書など取得に時間を要する場合は、早めにご準備をお願いいたします。

保育施設の見学

保育施設の見学は、新型コロナウイルス感染症対策のため屋内の見学を制限している場合があります。見学を希望される際には、保育施設へ直接お問い合わせください。

また、各保育施設の紹介動画も公開していますので、右記QRコードよりご覧ください。

※動画は令和3年度に制作したため、現在の状況と一部異なる場合があります。



8 申込内容の変更に伴う手続き

家庭状況や保育施設の利用状況、保育を必要とする事由に変更がある場合は、提出期限までに保育幼稚園課又は在籍園に下記書類をご提出ください（ご提出の時期が20日以降となる場合は、下記の提出期限までに保育幼稚園課へ直接または郵送（必着）でご提出ください）。

なお、教育・保育給付認定の変更に伴う保育必要量（預かり時間）及び利用者負担額（保育料）の変更については、原則、書類をご提出いただいた月の翌月1日からの適用となります。

★ 教育・保育給付認定変更申請書（兼）申請内容変更届

変更内容	提出書類		提出期限	備考
	変更申請書 ★	その他		
市外転出	○	<入所中> 保育利用解除申出書 <申込中> 保育利用申込取下書	転出日まで	転出後、引き続き保育施設の利用（申込）を希望する場合は、別途手続きが必要となりますので、保育幼稚園課までご相談ください。 ※「保育施設を退所」の欄もご参照ください。
市内転居、氏名、連絡先	○			
世帯構成（離婚・婚姻・単身赴任等）	○	<離婚> 戸籍謄本の写し等のひとり親の証明 <婚姻> 婚姻相手の保育を必要とする事由を証明する書類（P7参照）	変更が生じた月の末日まで	利用者負担額（保育料）や副食費に関わる場合がありますので、速やかにご提出ください。
保育を必要とする事由の変更	○	保育を必要とする事由を証明する書類（P7参照）	変更が生じる月の前月末日まで	20日以降の提出については保育幼稚園課宛てに直接または郵送（必着）でご提出ください。
保育必要量の変更（標準時間・短時間）	○	変更内容が確認できる証明書類（勤務時間が増えたことがわかる勤務証明書など）	（早めのご提出にご協力ください）	
保育施設を退所	○	保育利用解除申出書	退所日まで （過去に遡って退所することはできません）	随時入所申込みの締切日（毎月10日）まで にご提出いただければ、 翌月1日入所の空き人数に反映することができますので 、ご協力をお願いします。
希望施設を変更するとき	—	保育利用申込内容変更届出書(兼)保育利用申込取下書	各月の申込み期限まで	入所の申込後、待機などにより入所が決定していない場合の手続きとなります。 入所後に転所を希望する場合は、P10「転所について」をご確認ください。
申込を取り下げたいとき	○			
入所決定した施設を辞退する	○ ※申込を取り下げの場合のみ	<申込を取り下げる> 保育利用解除申出書 保育利用申込取下書 <申込を継続する> 保育利用解除申出書 保育利用申込内容変更届	辞退の意思決定後速やかに	入所決定月の 前月中に必ず手続きを済ませてください。 入所決定月になると、入所扱いとなり、保育料が発生する場合があります。

9 利用者負担額（保育料）

(1) 決定方法

保育施設の利用者負担額は、世帯の市区町村民税額、お子さんのクラス年齢及び保育必要量によって、下表から決定します。決定した利用者負担額は、保育施設への入所が決まりましたらお知らせします。

令和6年度 利用月ごとの参照税額

9月分以降、利用者負担額の算定に用いる市民税額の年度が変わります。

令和6年						令和7年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市民税 (令和4年1月1日～12月31日までの所得)						令和6年度市民税 (令和5年1月1日～12月31日までの所得)					

2・3号認定利用者負担額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 円/月	
		0・1・2歳児クラス	3歳児クラス以上
階層区分	世帯の市民税所得割額	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等	0	0
第2階層	非課税世帯	0	0
第3階層	均等割のみ課税世帯	6,300	6,000
第4階層	20,000円未満	9,500	9,200
第5階層	20,000円以上 48,600円未満	12,700	12,400
第6階層	48,600円以上 60,700円未満	14,700	14,300
第7階層	60,700円以上 72,800円未満	16,800	16,400
第8階層	72,800円以上 84,900円未満	18,900	18,500
第9階層	84,900円以上 97,000円未満	21,000	20,600
第10階層	97,000円以上 117,000円未満	24,400	23,900
第11階層	117,000円以上 135,000円未満	27,800	27,200
第12階層	135,000円以上 169,000円未満	31,200	30,600
第13階層	169,000円以上 213,000円未満	35,000	34,200
第14階層	213,000円以上 257,000円未満	38,800	38,000
第15階層	257,000円以上 301,000円未満	42,700	41,900
第16階層	301,000円以上 349,000円未満	49,300	48,300
第17階層	349,000円以上 397,000円未満	56,000	55,000
第18階層	397,000円以上	56,000	55,000

3～5歳児クラスのお子さんの利用者負担額は無料です。
幼児教育・保育無償化により (P.22参照)

※ 利用者負担額の算定に用いる市民税所得割額は、配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除・住宅ローン控除適用前の額を用います。

※ 市民税の申告がされていない場合は、利用者負担額を**最高額で決定します。**

※ 上記利用者負担額のほか、延長保育料・給食費（保育施設紹介ブック参照）、教材費等の実費徴収があります。施設により金額が異なりますので、各保育施設へご確認ください。

※ 利用者負担額は、世帯におけるすべての税額算定対象者の市区町村民税額を**合算して**算定します。(P13参照)

税額算定対象者及び合算

- ◇婚姻状態にある保護者（父母）は、同居・別居に関わらず市民税額を合算します。
 - ◇離婚している場合でも、同居している場合は合算します。また、同棲している方がいる場合も合算します。
 - ◇父母それぞれ（ひとり親の場合、父または母）の給与収入が103万円以下（＝所得48万円以下）で、同居している祖父母等がいる場合、そのうち収入が高い方の市民税額を合算します。
- ※税額上の被扶養者と同等のため

(2) 各種減免制度

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児クラスの保育所・認定こども園などを利用する子どもの利用者負担額（保育料）が無料となりましたが、給食費（主食費・副食費）については、ご自宅で子育てをする方々にも生じる費用であることからご負担いただくこととなっています。

ただし、世帯の所得状況や子どもの数に応じて減免制度が適用される場合がありますので、詳しくは以下をご確認ください。

【1】 生活保護世帯等（※）及び市民税非課税世帯への減免

0～2歳児クラス	利用者負担額（給食費含む）0円
3歳児クラス～	副食費免除

※生活保護世帯等とは

- ・生活保護法による被保護世帯
- ・中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付の受給者が属する世帯
- ・保護者が児童福祉法に規定する里親である世帯

【2】 ひとり親世帯等（※）への減免

市民税所得割額が77,101円未満の場合

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額	副食費	多子算定の対象範囲
第1子	0～2歳児クラス	半額 （その額が9,000円を超える場合は9,000円）		★1 (P14参照)
	3歳児クラス～		無料	
第2子以降	0～2歳児クラス	無料		
	3歳児クラス～		無料	

※ひとり親世帯等とは

- ・母子世帯／父子世帯
→母または父と子どもの記載がある戸籍謄本などを提出してください
- ・身体・療育・精神障害手帳の交付を受けた者／特別児童扶養手当の支給対象児／障害基礎年金受給者 と同居している世帯
→障害者手帳等の写しを提出してください
- ・教育・保育給付認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

【3】 年収360万円未満相当世帯への減免

市民税所得割課税額が57,700円未満の場合

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額	副食費	多子算定の対象範囲
第1子	3歳児クラス～		無料	★1
第2子	0～2歳児クラス	半額		
	3歳児クラス～		無料	
第3子以降	0～2歳児クラス	無料		
	3歳児クラス～		無料	

【4】 多子世帯への減免

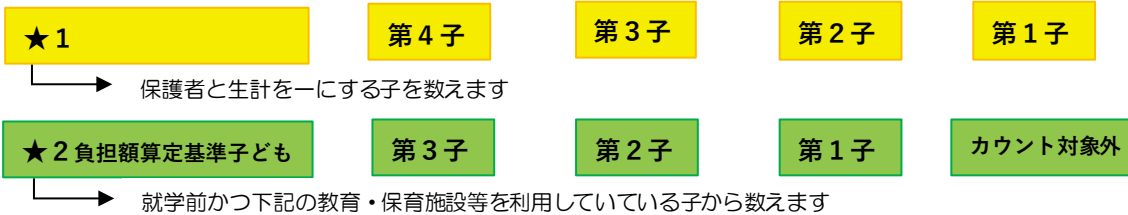
① 2人以上の児童が教育・保育施設等を利用している世帯

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額	副食費	多子算定の対象範囲
第2子	0～2歳児クラス	半額		★2 負担額算定基準子ども
第3子以降	0～2歳児クラス	無料		
	3歳児クラス～		無料	

② 3人以上の子どもが同居している又は生計を一にしている世帯

多子算定の対象範囲内で年齢の高い順		利用者負担額	副食費	多子算定の対象範囲
第3子以降	0～2歳児クラス	無料		★1

～多子算定の数え方～



入所	幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
利用	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設

※企業主導型保育事業を利用している方、施設等利用給付認定を受けずに新制度未移行幼稚園や特別支援学校幼稚部を利用している場合は、利用先から発行される在園証明書等を提出してください。

【5】 その他の減免

次の要件に該当し、利用者負担額を納付することが困難であると認められる場合

区分	減額及び免除の条件	減額及び免除の割合
天災・災害	教育・保育給付認定保護者が天災その他の災害により著しく損害を受け、利用者負担額を納付することが困難と市長が認めた場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	市長が認める割合
死亡・疾病・障がい	教育・保育給付認定保護者の死亡、長期にわたる疾病又は障がいを有することとなったことにより、生活が著しく困難と市長が認めた場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	市長が認める割合
所得の減少	退職、休職又は傷病等の理由により当該年の所得の著しい減少により生計困難となった場合で、教育・保育給付認定保護者の当該年の所得（年間推定）の前年に対する減少の割合が30パーセント以上の場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	当該年の所得（年間推定）により再計算（推定）をし、その階層に属する保育料まで減額又は免除する。
異常な出費	当該年において、所得の減少はないが不慮の事故、傷病等による異常な出費（生命保険等で補填される金額を除く。）があり、生計が困難となった場合で教育・保育給付認定保護者の所得（年間推定分－異常な出費）の前年に対する減少の割合が30パーセント以上の場合。ただし、活用できる資産のある場合を除く。	当該年の所得（年間推定分－異常な出費）により、税の再計算をし、その階層に属する保育料まで減額又は免除する。
利用停止	入所児童が疾病又は事故等により、やむを得ず保育所を長期欠席（1月以上、月単位）した場合	免除
その他	特別な事情があり、市長が必要と認めた場合	市長が認める割合

（3） 納入方法

施設	納入方法																
◇私立保育所 ◇市内公立保育所	<p>利用者負担額は、口座振替により毎月月末（振替日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日）に振替をします。 入所決定後に口座振替手順のご案内をしますので、案内に従って手続きください。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>口座振替取扱 金融機関一覧</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">(埼玉)りそな銀行</td> <td style="padding: 2px;">みずほ銀行</td> <td style="padding: 2px;">三井住友銀行</td> <td style="padding: 2px;">三菱 UFJ 銀行</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">武蔵野銀行</td> <td style="padding: 2px;">栃木銀行</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">さいかつ農業協同組合</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">東京東信金庫</td> <td style="padding: 2px;">亀有信用金庫</td> <td style="padding: 2px;">城北信用金庫</td> <td style="padding: 2px;">青木信用金庫</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">朝日信用金庫</td> <td style="padding: 2px;">埼玉縣信用金庫</td> <td colspan="2" style="padding: 2px;">ゆうちょ銀行</td> </tr> </table> </div>	(埼玉)りそな銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱 UFJ 銀行	武蔵野銀行	栃木銀行	さいかつ農業協同組合		東京東信金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	青木信用金庫	朝日信用金庫	埼玉縣信用金庫	ゆうちょ銀行	
(埼玉)りそな銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	三菱 UFJ 銀行														
武蔵野銀行	栃木銀行	さいかつ農業協同組合															
東京東信金庫	亀有信用金庫	城北信用金庫	青木信用金庫														
朝日信用金庫	埼玉縣信用金庫	ゆうちょ銀行															
◇認定こども園 ◇地域型保育 (小規模保育、事業所内保育等) ◇市外公立保育所	<p>直接、利用者負担額を各施設または、市外自治体に納付します。 納付日や納付方法については各施設または自治体に直接お問い合わせください。</p>																

（4） 滞納処分の実施

利用者負担額を滞納した場合には、延滞金がかかります。また、地方税法の例により、財産調査を実施し、給与差押等の滞納処分を行うことがあります。保護者の皆さんが負担する利用者負担額は大切なお子さんのために使うものです。必ず期限内に納めてください。なお、期限内納付が困難な場合には、必ず保育幼稚園課までご相談ください。

10 給食

(1) 給食の内容

(参考) 公立保育所の給食

対象	年齢	時間	給食の組合せ
乳児	0歳児（6ヶ月から）		ミルク・離乳食・果物・乳製品等
	1～2歳児	午前のおやつ	牛乳・ヨーグルト
		昼食	ご飯・主菜・副菜（1～2品）・汁物
		午後のおやつ	牛乳・果物・菓子など3品
幼児	3～5歳児	昼食	ご飯・主菜・副菜（1～2品）・汁物
		午後のおやつ	牛乳+（果物や菓子）など2品

(2) 離乳食の対応

1歳未満の乳児については、ご家庭と連絡を取りながら離乳児期に合わせた離乳食の対応をしています。

(3) アレルギー除去食の対応

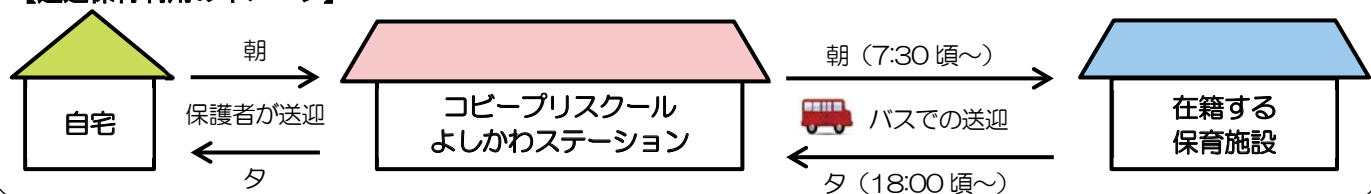
お子さんが食物アレルギー等で、医師の指示により食事の個別対応を必要とする場合には、栄養士等との面談を行い、除去食等の対応をしています。保育施設利用申込時に、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。

※利用施設決定後、再度医師の診断書等が必要となる場合があります。

11 送迎保育

やむを得ない理由で在籍保育施設の開所時間内の送り迎えに間に合わない方を対象として、コピープリスクールよしかわステーションを起点に、市内の認可保育施設と連携して送迎保育を実施しています（平日のみ）。

【送迎保育利用のイメージ】



【利用対象】以下の条件を全て満たす方

- ・市内認可保育施設に通う満1歳以上の児童
- ・保育標準時間認定で延長保育を利用
- ・仕事等の都合により在籍保育施設の開所時間内に送迎が間に合わない

【利用料金】

朝のみ	1回 100円		
18時～20時	18時～19時	利用時間に関わらず、一律300円	※延長保育料及び 補食代含む
	19時以降		
定期利用	月額6,000円（朝・夕方の送迎保育を1か月のうち何度でも利用可能）		

【利用方法】

利用には**事前登録が必要です**。利用を希望する方は、コピープリスクールよしかわステーション（電話：048-971-7361）へ事前にお問い合わせください。

12 その他の保育制度や子育て支援サービスのご案内

(1) 一時預かり事業

仕事や冠婚葬祭等の事情により、家庭での保育が困難な乳幼児を一時的に保育するサービスです。

詳細は、各実施保育施設へお問い合わせください。

種類	利用できる条件	利用可能期間
非定型保育サービス	保護者の就労、職業訓練、就学等により、断続的に家庭において保育できないとき	週3日以内
緊急保育サービス	保護者の病気、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭などにより、緊急に一時的に家庭において保育できないとき	原則1か月以内
リフレッシュ保育サービス	保護者の育児疲れなどによるリフレッシュを図るため、一時的に保育が必要なとき	月1日

【利用対象】

吉川市に居住しており、保育施設に入所していない、生後6ヶ月～就学前までの児童
(コピープリスクールよしかわステーションは満1歳以上から利用可)

※お子さんの年齢や発達の状況（歩行及びコップでの水分補給ができること、離乳食が終わっていることが望ましい）、保育施設の受入状況等によっては、利用希望に沿えない場合もありますので予めご了承ください。

【実施保育所・料金等】

実施保育所	利用時間	利用定員	利用料金
第一保育所 住所：吉川市きよみ野2-22-1 電話：048-982-0259	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分 ～16時30分	各保育所 1日あたり 10名程度	3歳児未満 1,700円/日 3歳児以上 1,600円/日 ※生活保護世帯、市町村民税 非課税世帯は、申請により 利用料が免除になります。
第二保育所 住所：吉川市木売新田16 電話：048-982-5300			1時間 500円 (給食費含まず)
コピープリスクールよしかわステーション 住所：吉川市木売1-8-3 電話：048-971-7361			

【利用方法】

利用には**事前登録・面接が必要**です。利用を希望する場合は、事前に利用を希望する保育施設にお問合せください。

(2) 病児・病後児保育事業

保護者の仕事の都合や疾病、出産等の理由により、家庭において保育できない病氣中又は病氣回復期のお子さんを、かかりつけの医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合に、市が委託する施設で看護師や保育士が一時的にお預かりします。

【病児・病後児保育の概要】

実施施設	定員	保育時間
埼葛クリニック2階 病児・病後児保育室「めぐみ」 住所：吉川市富新田245 電話：048-982-3381	1日につき原則4人 (先着順)	月～土曜日(祝日、年末年始を除く) 8時～18時

【利用対象】 市内在住又は市内の保育施設、小学校等に通う生後3ヶ月から小学校3年生までのお子さん

【利用料金】 2,000円/日(5時間未満の利用の場合は1,000円)

※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は、事前に市へ申請することで利用料が免除になります。

【利用方法】 **事前に予約システムで利用登録が必要**です。市ホームページ又はめぐみホームページよりお手続きください。



(3) 認可外保育施設

認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設の他、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。


利用料金や保育時間、受入可能数等は施設・事業者によって異なりますので、詳細は各施設・事業者に直接お問い合わせください。

【認可外保育施設】

乳幼児を保育することを目的とする、児童福祉法に基づく児童福祉施設として埼玉県の認可を受けていない施設・事業者の総称です。年1回、市が立入調査を行っています。

施設名	住所	電話番号	運営者	
八島家庭保育室	吉川市保 1-36-5	048-982-1467	八島 文子	
こぐま保育園フレンズ	吉川市木売 1-9-4	048-981-6577	キッズベアー(株)	
Beans International Preschool 吉川美南校	吉川市美南 2-23-2	048-940-6992	(株)学研スタディエ	
企業主導型	リトルベアー保育園	吉川市木売 2-7-9	048-971-8642	キッズベアー(株)
	カトレア保育園	吉川市木売 2-19-12 アズコム吉川 102	048-982-7771	社会福祉法人 千歳会

【居宅訪問型保育事業者(ベビーシッター)】※ 利用を希望する方は、マッチングサイトをご覧ください。

事業者名	子ども預かりサービスのマッチングサイト URL/QRコード
馬場 美保	https://kidsline.me/sitters/show/u2042639704 

(4) よしかわファミリー・サポート・センター

子どもを預けたい方(利用会員)と預かる方(協力会員)が会員になって、地域の中で助け合いながら子育てをする相互援助組織です。センターが条件や要望にあった会員同士を紹介し、仕事と子育ての両立を支援します。

【支援内容】

保育施設への送迎や一時保育等を行います(子どもを預かる場合は、協力会員の家で預かります)。

利用時間は6時~20時までです。

【利用対象】

0歳~小学校6年生

【利用料金】

月曜日~金曜日 300円(30分あたり)

土曜日・日曜日・祝日 400円(30分あたり)



【利用方法】

事前に会員登録が必要です。市民交流センターおあしす2階「子ども室」内のよしかわファミリー・サポート・センター(電話:048-984-6378)へお問合せください。

※(1)~(4)の施設・事業については、「子育てのための施設等利用給付(=無償化)」の対象となります。子育てのための施設等利用給付を受給するためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります(P23参照)。

※このほか、宿泊を伴う保育や病児保育など、緊急を伴う預かりに対応する「緊急サポートセンター埼玉」の案内もご用意しています。

(5) 吉川市健康増進課(子育て世代包括支援センター)

妊娠・出産から子育て期にわたる様々なご相談を受け付けています。

【受付時間】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）8時30分～17時

【場 所】 吉川市保健センター（吉川市吉川2-1-13） 【電話番号】 048-982-9804

(6) 吉川市子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）

すべての子どもやその家庭を対象に、子ども家庭支援員と家庭児童相談員が様々な相談に対応します。

【受付時間】 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

【場所】 吉川市子育て支援課（吉川市きよみ野一丁目1番地）

【電話番号】 048-982-9529（子育て支援課）048-940-1258（子どもと家庭の相談窓口専用）

(7) 子育て支援センター

在宅している就学前の子どもやその保護者を対象に、子や親同士のふれあいや遊び場を提供したり、子育てに関する相談を受けたりなど、子育てを支援します。

名称	場所	開設日時	電話番号
吉川市子育て支援センター ひまわりの丘	市民交流センターおあしす2階 (吉川市きよみ野1-1)	月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時	048-984-6377
美南子育て支援センター 美南の風	美南小学校内1階 (吉川市美南4-17-3)	月～金曜日(祝日、年末年始を除く)	048-983-5267
中央子育て支援センター びこの森	吉川団地名店街内 (吉川市吉川団地1-7-106)	土曜不定期開所 10時～15時	048-971-8865

(8) 児童館ワンダーランド

大型の天体望遠鏡やプラネタリウムを備え、遊びながら運動や学習に親しむ習慣を形成する、未来を担う子どもたちのための施設です。様々なイベントがあり、幅広く楽しむことができます。

【受付時間】 9時～17時（夏休み期間は18時まで）

【場 所】 吉川市美南5-3-1 【電話番号】 048-981-6811

(9) こども発達センター

発育や発達に障がい、または、遅れがあると思われる児童に対し、発育・発達を促すとともに、日常生活の基本的な動作や、習慣、よりよい親子の関係づくりに向けた支援（相談事業及び児童発達支援事業など）を行っています。

<相談事業>

お子さんの発達で聞きたいことや心配なことがありましたら、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

<児童発達支援事業>

利用する場合は、障がい福祉課にて、通所給付決定（受給者証の取得）を受ける必要があります。

	対 象	日 程	時 間	療育内容
通所クラス	満2歳～5歳児 (未就学児)	月～金曜日	3～5歳児：9時～14時 2歳児：9時～12時30分 (給食あり)	集団療育 ※必要に応じて専門スタッフによる個別療育を行う場合があります。
放課後クラス	満2歳～5歳児(未就学児)で、幼稚園や保育所に通っている又は入園希望のある児童	火曜日グループ 木曜日グループ	14時40分～16時10分	

※ 利用料・教材費などの詳細については直接お問い合わせください。

【場 所】 吉川市保健センター2階（吉川市吉川2-1-13）

【電話番号】 048-983-4800 【FAX】 048-981-3881

1.3 幼稚園について

満3歳～5歳のお子さんで、教育を希望される場合は、幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用できます。

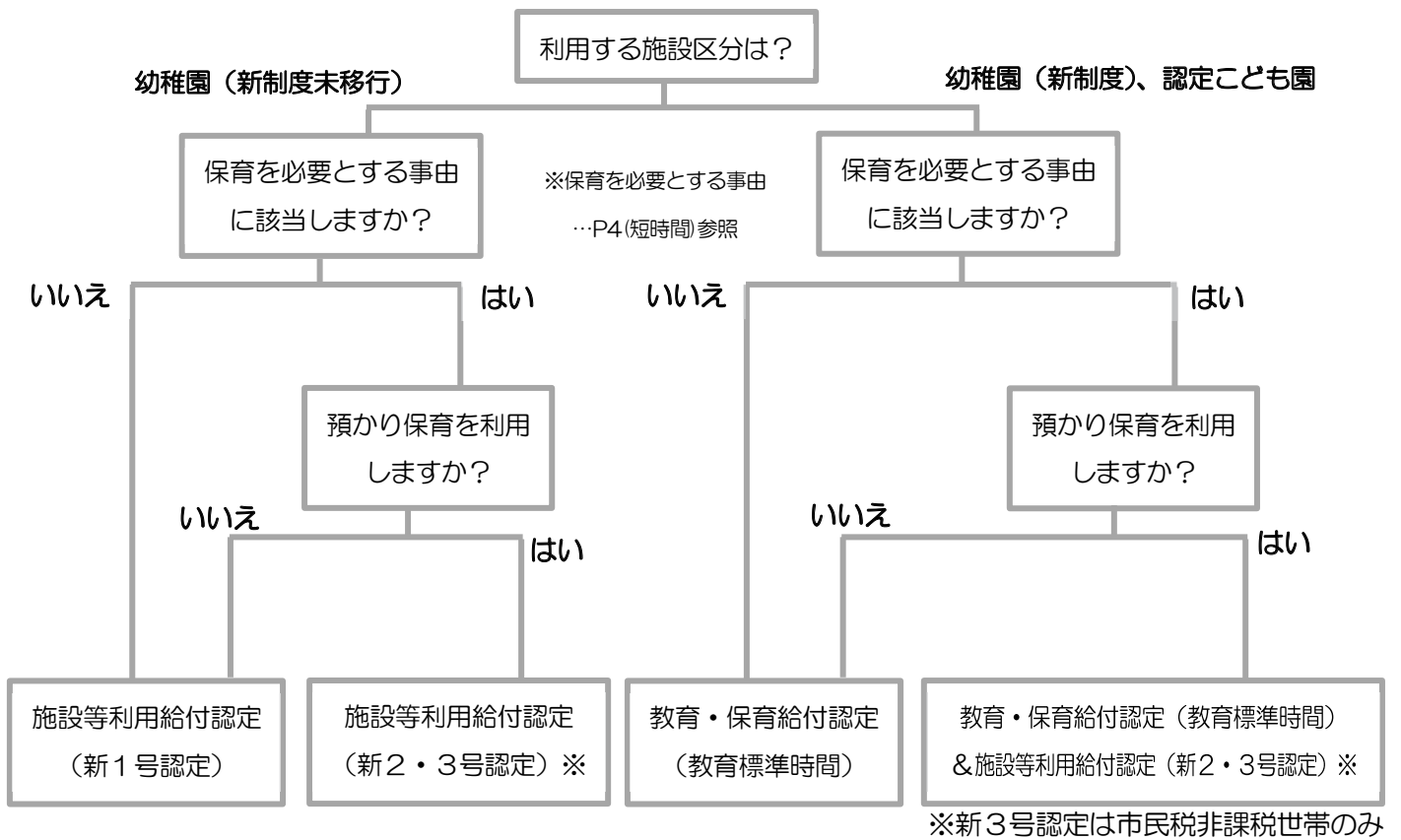
(1) 入園の申込み

園に直接お申込みいただき、園が入園の可否を決定します。4月入園の場合、以下の日程で各園にて願書の配布及び受付を行っています。（市内全園で同じ日程です。）

願書配布	願書受付
10月15日（日）	11月1日（水）

(2) 必要な認定区分

教育施設に入所した場合についても、幼児教育・保育の無償化の対象となります。給付を受けるために必要な認定区分は、利用施設や保育の必要性によって、以下のとおり異なります。



認定の申請は、園を通じて次の必要書類をご提出ください。

認定区分	必要書類
施設等利用給付認定（新1号認定）	→P23「15 施設等利用給付認定について」をご確認ください
施設等利用給付認定（新2・3号認定）	
教育・保育給付認定（教育標準時間）	教育・保育給付認定申請書（1号用）





認定区分の変更については、**変更を希望する月の前月20日までに**「変更申請書兼申請内容変更届」を保育幼稚園課までご提出ください。

(3) 教育施設（幼稚園・認定こども園）一覧

<幼稚園（新制度未移行）> ※市内の幼稚園は全て新制度未移行です。

吉川あさひ幼稚園	
設置運営	民間
受入開始年齢	3歳児（年少）
所在地	上内川888-2
電話番号	048-991-3332
認可定員	245名
通常保育時間	8:30~14:00
 	
ワカマツ幼稚園	
設置運営	民間
受入開始年齢	3歳児（年少）
所在地	鹿見塚131-2
電話番号	048-982-1129
認可定員	400名
通常保育時間	8:00~15:00
 	
茂幼稚園	
設置運営	民間
受入開始年齢	満3歳児
所在地	中央2-34-3
電話番号	048-981-4594
認可定員	450名
通常保育時間	8:30~14:00
 	
吉川ムサシノ幼稚園	
設置運営	民間
受入開始年齢	3歳児（年少）
所在地	美南5-25-1
電話番号	048-982-6345
認可定員	450名
通常保育時間	8:30~14:30
 	

<認定こども園>

認定こども園吉川幼稚園（令和6年度より移行予定）		
設置運営	民間	 
受入開始年齢	満3歳児	
所在地	保780-13	
電話番号	048-981-0612	
認可定員	202名（うち教育部分172名）	
通常保育時間	8:30~14:30	
認定こども園吉川さくらの森		
設置運営	民間	 
受入開始年齢	3歳児（年少）	
所在地	保1-21-7	
電話番号	048-984-5505	
認可定員	135名（うち教育部分15名）	
通常保育時間	9:30~14:30	

～幼児教育・保育の無償化～

令和元年10月1日からの幼児教育・保育の無償化により、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園、就学前の障害児の発達支援などを利用する子どもたちの利用料が無償化されます。0歳から2歳までの住民税非課税世帯も引き続き対象になります。（市外の施設についても対象）

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する **3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化** されます。※新制度に移行していない幼稚園については、月額上限25,700円です。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者のご負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。（P14 参照）
- 0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。（P13 参照）
- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、事業所内保育など）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされます。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

- 幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化** されます。
- 無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

1.4 施設等利用給付認定について

幼児教育・保育の無償化により、幼稚園や認可外保育施設等の利用料に係る新たな給付「子育てのための施設等利用給付」が始まりました。施設等利用給付を受給するためには、事前に「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(1) 認定区分

認定区分	対象年齢	認定の条件
新1号認定	満3歳児以上	新2号・新3号認定に該当しない場合
新2号認定	3歳～5歳児	保育を必要とする事由（短時間）に該当 する場合
新3号認定	0～2歳児（幼稚園・認定こども園（教育部分）の満3歳児含む）	保育を必要とする事由（短時間）に該当 かつ 市民税非課税世帯 の場合

※保育を必要とする事由（短時間）についてはP4を参照

(2) 給付の対象と内容

利用施設等	対象者	給付内容
新制度未移行幼稚園	全員（いずれかの認定区分を選択）	通常の幼稚園部分 利用料のうち上限月額 25,700 円 預かり保育部分 ※新2・3号認定のみ対象 利用日数×450 円（上限月額 11,300 円）
新制度幼稚園、認定こども園（教育部分）	預かり保育を利用する新2号又は新3号認定を受けた子ども	預かり保育部分 利用日数×450 円（上限月額 11,300 円）
認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業又は企業主導型保育事業を利用できていない場合 で、認可外保育施設等を利用する新2号又は新3号認定を受けた子ども	新2号認定 利用料のうち上限月額 37,000 円 新3号認定 利用料のうち上限月額 42,000 円

(3) 申請手続き

施設・事業利用開始月（認定希望月）の前月10日までに、次の申請書類一式を保育幼稚園課へ提出してください。

【**全ての方**が提出する書類】

- ・ **A** 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・ **B** 提出書類等確認票

【新2号又は新3号認定を申請する方が必要な書類】

- ・ 「**保育を必要とする事由**」を証明する書類 ※P4参照

【新3号認定を申請する方のうち、世帯状況等により提出が必要な書類】

- 令和6年4月～令和6年8月の認定開始を希望する方で、令和5年1月1日現在の住所地が吉川市外の場合
→ **令和5年度住民税課税(非課税)証明書**
- 令和6年9月～令和7年3月の認定開始を希望する方で、令和6年1月1日現在の住所地が吉川市外の場合
→ **令和6年度住民税課税(非課税)証明書**

(4) 現況届について

子ども・子育て支援法に基づき、年1回、現況届などの提出をもって保育必要性の状況を確認します。毎年7～8月頃、通知します。

15 よくあるQ&A

【申込みに関すること】

Q1. 育児休業取得中に、保育所の入所申込みはできますか？

A1. 入所決定後、入所月の翌月1日までに復職することを条件として、申込みは可能です。

復職後1か月以内に再度、直近1週間の勤務実態が記載された勤務証明書を提出する必要があります。

また、申込書A裏面の「育児休業取得中の場合」の項目で、直ちに復職を希望するか、育児休業の延長を前向きに検討しているかの意向を確認します。育休延長を前向きに検討されている方については、利用調整の優先順位を下げ調整します。

利用調整の順位は、①市内在住者②市外在住者③育児休業の延長前向きの各々点数順となります。ただし、優先順位を下げ調整しても、入所が決定した場合には復職が必要となりますのでご注意ください。

Q2. 現在、仕事を探しているところですが、申込みはできますか？

A2. 求職活動中の方も申込みは可能です。保育を必要とすることを証明する書類として、「求職活動申告書」を提出してください。様式は、保育幼稚園課窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。

また、保育施設への入所が決定した場合は、原則として入所から90日以内に実働月64時間以上の就労を開始し、「勤務（内定）証明書」を提出する必要があります。

Q3. 申込後に希望する保育施設を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A3. 各申込期限までに「保育利用申込内容変更届出書（兼）保育利用申込取下書」の提出が必要です。

令和6年4月入所一次利用調整：令和5年10月6日（金）まで

令和6年4月入所二次利用調整：令和6年2月13日（火）まで

令和6年5月入所以降：入所希望月の前月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）まで

Q4. 入所決定を辞退したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A4. 辞退の意思決定後速やかに「保育利用解除申出書」を保育幼稚園課へ提出してください。

利用申込みを取下げの場合や利用申込みを継続する場合（辞退した保育施設を希望から除くため）は、「保育利用申込内容変更届出書（兼）保育利用申込取下書」をあわせて提出してください。

なお、辞退すると年度内の利用調整指数が、辞退した月数ごとに1点ずつ減点されますので、慎重にご検討ください。

Q5. 離婚調停中ですが、保育を必要とする事由の証明は両親分必要ですか？

A5. 離婚調停中であることがわかる書類の提出があれば、現にお子さんを監護している方のみの提出でかまいません。ただし、離婚されていても、同居が継続している場合は、両親分の証明書が必要です。

また、利用者負担額については、原則離婚が成立し、別居するまでは父母の合算となります。

【利用調整に関すること】

Q6. 利用調整結果はいつ分かりますか？

A6. 入所希望月によって異なります。

令和6年4月入所一次利用調整結果：令和6年1月下旬通知予定

令和6年4月入所二次利用調整結果：令和6年3月中旬通知予定

令和6年5月入所以降利用調整結果：利用調整会議（基準日20日）後に決定（内定）者のみ市ホームページに受付番号を掲載。新規申込者及び決定（内定）者へ通知発送（Q8参照）

Q7. 育児短時間勤務制度を利用している（する予定）が、保育の利用調整指数に影響しますか？

A7. 利用調整に係る指数は、短時間勤務制度による実労働時間ではなく、就業規則（労働契約上）に定める就労時間をもとに決定するため、影響はしません。

Q8. 4月入所一次利用調整で待機となった場合、二次利用調整以降、毎回結果を連絡してもらえますか？

A8. 毎回の連絡は行いません。入所が決定（内定）した場合のみ、通知を発送します。（Q6参照）

ただし、育児休業の延長等のために「保育施設等利用調整結果通知書」が必要な場合は、別途申請書を提出いただければ交付しますので、保育幼稚園課窓口で手続きをお願いします。

Q9. 毎月の空き人数はどのように確認できますか？

A9. 毎月下旬に市ホームページと吉川市保育X（旧 Twitter）において、空き情報を提供しております。

アカウント名：@yoshikawa_hoik

【保育施設の利用に関すること】

Q10. 保護者の週休日（例：店の定休日が火曜日である場合は火曜日が週休日）に単発的な仕事が入った場合、その週休日に保育を受けることはできますか？

A10. 保育の提供は、原則として保育が必要な場合に限られるため、就労認定の場合、保護者が就労していない日には基本的には保育を受けられないこととなりますが、通常の休業日に仕事が入り、保育を必要とする状態になった場合は、保育を受けることができます。（その場合は速やかに在籍する園へご報告・ご相談ください。）

Q11. 小規模保育の利用は2歳児クラスまでとなっているが、3歳児以降は通うことができないのですか？

A11. 3歳児以降は他の保育施設への新規申込みを行うか、幼稚園等教育施設を利用することが考えられます。

保育施設に申込みを行う場合は、吉川市保育施設利用調整基準表に基づいて家庭の状況を指数化し、利用調整を行います。小規模保育事業等の卒園児に対する加点はありますが、各保育施設には定員が定められているため、必ずしも入所できるわけではありません。（P10「申込後や入所後の手続き」参照）

Q12. 里帰り出産による長期欠席はどれぐらいの期間ですか？ また、保育料はかかりますか？

A12. 労働基準法第65条に準じて、産前6週間前から産後8週間の範囲です。その間の保育料は、減免等の適用は行いません。

Q13. 3月から復職をするので、慣らし保育ができない場合はどのようにしたら良いですか？

A13. 慣らし保育につきましては、お子様の状況等により期間が変わることもありますが、原則、お子様が保育施設の環境に慣れるまで、慣らし保育にご協力ください。

※慣らし保育が終わっても、熱を出したり風邪をひいたり、保育園から連絡が来ることも多くあります。お子さんが慣れるまで、大変だとは思いますがご協力ください。

Q14. 就労認定の場合仕事がお休みの日は利用できないとのことですが、シフト制で働いている場合は、休みの日などは園ではわからないと思うのですが。

A14. 保育施設によって確認の方法は異なりますが、シフト表などを提出、連絡帳や送迎時に連絡していただくことをお願いしております。原則、児童をお預かりすることができる日は、保護者が認定を受けた「保育を必要とする事由」に該当している日のみとなっているため、市から認定理由以外で園に預かることを指示することはしておりません。

Q15. 利用者負担額（保育料）はどのように決定しますか？

A15. 世帯の市区町村民税額、保育必要量によって月額の利用者負担額（保育料）を決定します。また、毎年9月分の利用者負担額（保育料）から税額の参照年度の見直しを行います。（P12 参照）

令和元年10月1日からの幼保無償化により、3歳から5歳までの子どもの利用料は無償化されます。0歳から2歳までの子どもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。

Q16. 利用者負担額（保育料）以外の費用はかかりますか？

A16. 3歳から5歳児については給食費（主食費・副食費）がかかり、保育施設に直接納付していただきます。また、副食費が免除になる世帯（P13～14参照）がありますので、免除対象者には市から通知書によってお知らせします。保育料同様、9月分から税額の参照年度の見直しをするため、年度の途中で対象外になる場合があります。

その他、保育施設ごとに実費徴収が必要な項目がありますので、詳細は保育施設へ直接お問い合わせください。

【その他】

Q17. 保育施設の入所保留中に認可外保育施設等を利用する場合、施設等利用給付認定の申請は必要ですか？

A17. 入所保留中の方については、教育・保育給付認定により保育の必要性が確認できていることから、申請の手続きは必要ありません。（施設等利用給付のみなし認定を行います。）

ただし、新3号認定の審査にあたり、課税状況の確認ができない場合は、住民税課税（非課税）証明書の提出をお願いすることがあります。



入所までにおうちでチャレンジ！

SIDS（乳幼児突然死症候群）とは、何の予兆や既往歴もない乳幼児が眠っている間に突然亡くなってしまいう原因不明の病気です。



0歳

- 母乳だけではなく、哺乳瓶でミルクを飲んでみよう！
- SIDSを予防するために仰向け寝に慣れよう！
- 抱っこではなく、布団で寝てみよう！
- 月齢に合った離乳食を食べてみよう！

1歳

- 様々な食材を食べてみよう！
- 手づかみやスプーンなどを使って自分で食べてみよう！
- コップを使ってみよう！
- 麦茶を飲んでみよう！

2歳

- トイレやおまるを使ってみよう！
- ズボンやパンツの上げ下げをやってみよう！
- 靴を脱ぎ履きしてみよう！

お子さんが着替えやすい服や靴を用意してあげましょう！



3歳

- 一人で着替えやトイレができるように練習をしてみよう！
- 身の回りのことを自分でやってみよう！

4歳

- 自分の身の回りのことができるように練習しよう！
- 箸を使って食事をしてみよう！
- ハンカチ、ティッシュを持ち歩くようにしてみよう！

5歳

- 自分の思いを言葉にして相手に伝えてみよう！
- 相手の思いを受け入れてみよう！
- トイレの後始末など基本的な生活習慣を身に付ける練習をしよう！

令和6年度

保育施設紹介ブック

この冊子は、吉川市内の保育所、認定こども園(保育部分)、地域型保育(以下「保育施設」という。)に関する情報をまとめたものです。

【3 施設ごとの保育情報】及び【4 施設情報】の内容についての詳細は、各施設へ直接お問い合わせください。

また、必ず「令和6年度保育施設利用のご案内」もあわせてお読みください。

保育施設紹介動画

各園の様子がよく分かります
ぜひご覧ください



※動画は令和3年度に制作したため、
現在の状況と一部異なる場合があります



【目次】

- 1 市内の保育施設一覧…………… P1
- 2 保育施設の選び方…………… P3
- 3 認定こども園へ移行予定の施設に関する留意事項…… P3
- 4 施設ごとの保育情報…………… P4
- 5 市内の保育施設位置図・施設情報 …… P9～10

1 市内の保育施設一覧

次ページへ続く→

施設種別	設置・運営	園NO.	施設名	受入開始月齢(年齢)	所在地	利用定員(名)						平日開所時間
					電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公	101	第一保育所	6か月	きよみ野 2-22-1	6	10	16	18	19	21	90	7:00~19:00
				048-982-0259								
	102	第二保育所	6か月	木売新田 16	6	8	10	15	18	20	77	7:00~19:00
				048-982-5300								
	103	コピープリスクール よしかわみなみ	6か月	美南 4-13-7	6	16	18	20	20	20	100	7:00~20:00
				048-940-8464								
	104	青葉保育園	6か月	木売新田 47	3	6	12	13	18	18	70	7:00~19:00
				048-982-4171								
	105	よしかわ エンゼル保育園	6か月	木売新田 423	12	16	24	28	30	30	140	7:00~19:00
				048-982-1434								
	106	育暎保育園	6か月	高富 2-12-6	6	8	12	17	23	24	90	7:00~19:00
				048-981-4574								
	107	吉川つばさ保育園	2か月	保 1-24-1	3	4	6	15	16	16	60	7:00~19:00
				048-951-5728								
	108	コピープリスクール よしかわ ステーション	2か月	木売 1-8-3	8	12	15	15	15	15	80	7:00~20:00
				048-971-7361								
	109	かほ保育園	2か月	美南 4-2-3	6	16	17	17	17	17	90	7:00~19:00
				048-984-2501								
110	きらり美南保育園	2か月	美南 4-26-32	6	9	9	12	12	12	60	7:00~19:00	
			048-971-9997									7:00~18:00
114	吉川美南 ちとせ保育園	57日	美南 5-12-4	15	15	15	15	15	15	90	7:00~19:00	
			048-981-2870									7:00~18:00
115	つつじ保育園	6か月	美南 2-23-1	9	16	16	16	16	17	90	7:00~19:00	
			048-983-7772									7:00~19:00
118	よしかわ杜の保育園	57日	中央 1-9-24	6	12	12	20	20	20	90	7:00~19:00	
			048-982-1090									7:00~18:00
122	よしかわ フラワー保育園	6か月	吉川団地 5-16	3	4	6	15	16	16	60	7:00~19:00	
			048-982-1212									7:00~19:00
123	認定こども園 吉川さくらの森	6か月	保 1-21-7	6	23	24	25	25	25	128	7:00~19:00	
			048-984-5505									7:00~19:00
124	認定こども園 吉川幼稚園(★)	3歳	保 780-13				10	10	10	30	7:00~19:00	
			048-981-0612									7:00~19:00

★印は、令和6年4月より認定こども園へ移行予定の施設となります。3 留意事項を必ずご確認ください。

令和5年8月1日現在

施設種別	設置・運営	園NO.	施設名	受入開始月齢	所在地	利用定員(名)						平日開所時間	
					電話番号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	土曜日開所時間
地域型保育(小規模保育)	A型	112	こぐま保育園マミー	3か月	保 1-4-12	3	8	8				19	7:00~19:00
					048-973-7001								7:00~18:00
		116	ナーサリールーム つばさ	6か月	保 1-8-3	3	8	8				19	7:00~19:00
					048-972-5568								7:00~19:00
	111	こぐま保育園	3か月	木売 1-9-8	3	8	8				19	7:00~19:00	
				048-981-1622								7:00~18:00	
	113	ふえありい保育園 吉川園	4か月	吉川 1-8-9	3	10	6				19	7:00~19:00	
				048-984-1530								7:00~18:00	
	117	hoiku 縁	6か月	美南 4-1-1	3	7	7				17	7:00~19:00	
				048-983-0678								7:00~18:00	
	120	おひさま保育園	6か月	吉川 1-14-13	3	8	8				19	7:00~19:00	
				048-981-4776								7:00~18:00	
	121	ふえありい保育園 吉川美南園	4か月	高富 1-5-2	3	8	8				19	7:00~19:00	
				048-971-5832								7:00~18:00	

※ 施設の状態により、利用定員と実際の受け入れ人数が異なる場合があります。

小規模保育の類型(認可基準)

類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
A型	保育所の配置基準 +1名	保育士	0,1歳児 1人当たり 3.3㎡ 2歳児 1人当たり 1.98㎡	自園調理 (連携施設等からの搬入可)
B型	保育所の配置基準 +1名	2分の1以上が保育士		
C型	0~2歳児 3:1(子:職員) ※補助者を置く場合、 5:2(子:職員)	家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	0~2歳児 1人当たり 3.3㎡	

令和6年度クラス年齢

保育施設のクラスは毎年度4月1日時点の年齢で決定します。

クラス	生年月日
0歳児	令和5(2023)年4月2日~
1歳児	令和4年(2022)年4月2日 ~ 令和5年(2023)年4月1日
2歳児	令和3(2021)年4月2日 ~ 令和4(2022)年4月1日
3歳児	令和2(2020)年4月2日 ~ 令和3(2021)年4月1日
4歳児	平成31(2019)年4月2日 ~ 令和2(2020)年4月1日
5歳児	平成30(2018)年4月2日 ~ 平成31(2019)年4月1日

2 保育施設の選び方

施設選びの前に

保育施設は、それぞれに個性や特徴があります。また、保育時間や延長保育の時間も異なります。家庭の事情、子育てで大切にしてきたこと、これから大事にしたいことを踏まえ、施設を選ぶようにしましょう。



毎日のことだから、 という視点で	<p>保育施設は、通い始めると生活の一部となります。 保護者の通勤時間や通勤手段を踏まえて施設を選びましょう。 また、通園方法などが子どもの負担にならないかなど、子どもの健康面にも留意して検討しましょう。</p> <p>申込み受付後、市では次のような利用調整を行っています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・申込者全員に「利用調整基準」に基づき指数をつける。 ・市内全体で指数の高い方から、順番に入所施設を決定していく。 ・あなたの順番になったとき、複数の施設に入所可能な場合は、より希望の高い施設をあ�せんする。 <p>希望先が1か所だけですと、あなたの順番になったとき、希望施設がすでに埋まってしまっていた場合、「待機」になってしまいます。次善の策までよく検討し、通える範囲でなるべく多く希望しましょう。</p>

「よい保育施設の選び方十か条」 (厚生労働省ホームページをもとに作成)

①まずは情報収集を	この保育施設紹介ブックや、各園のホームページなどで調べましょう。
②事前に見学を	事前に施設に連絡をとり、見学日時を決めて施設に行きましょう。 ※インフルエンザなど感染症の病気等が流行している場合、見学ができないことがあります
③見た目だけで決めないで	キャッチフレーズや外観など見た目だけで決めるのは避け、お子さんが生活する場所をしっかり確かめましょう。
④部屋の中まで入って見て	可能な場合は入らせてもらい、年齢や保育時間の長さに応じて、子どもの負担にならないよう配慮や工夫がされているかなどを見てみましょう。
⑤子どもたちの様子を見て	子どもたちの表情がいきいきとしているか、見てみましょう。 保育士等の子どもへのかわり、声掛けや会話など、雰囲気を見るのも大切です。
⑥保育する人の様子を見て	入所すると、1日のうちに複数の保育士等と関わることになります。 常勤の職員、非常勤の職員など、保育士等の構成などを確認するのもよいでしょう。
⑦施設の様子を見て	保育室の広さや整理の状況、遊具の配置や種類なども見てみましょう。 ・乳児が静かに眠れる場所や、子どもが動き回れる十分な広さがあるか、外遊びをしているか ・陽当たりや風通しがよいか、また清潔か ・災害のときのための避難口や避難階段があるか
⑧保育の方針を聞いて	施設ごとに方針があります。ホームページでも確認することができます。 ・延長保育や土曜日の利用を考えている場合は、施設の考え方などを確認 ・どんな給食が出されているか、離乳食の対応はどうか ・連絡帳などで家庭との連絡や参観の機会などがあるか
⑨預けはじめてからもチェックを	折にふれて、保育のしかたや子どもの様子を見ましょう
⑩不満や疑問は率直に	不満や疑問があったらすぐに相談してみましょう。

※見学を希望される際には、保育施設へ直接お問い合わせください。

3 認定こども園へ移行予定の施設に関する留意事項

越谷保育専門学校附属吉川幼稚園につきましては、現在、幼稚園型認定こども園への移行に向けて設置運営事業者が準備を進めております。申込みにあたっては、留意事項をよくお読みください。

【対象施設】

施設名称(移行前)	施設名称(移行後)	移行予定年月日	備考
越谷保育専門学校附属 吉川幼稚園	(仮称) 認定こども園吉川幼稚園	令和6年4月1日	連絡先： 越谷保育専門学校附属吉川幼稚園 048-981-0612

【留意事項】

- ・事業者による移行の進捗状況等によっては、移行予定年月日から認定こども園への移行ができず、翌月以降に移行が完了する場合があります。希望園の選択に当たっては、現在すでに運営を行っている保育施設についても併せてご検討ください。

- ・教育・保育給付認定（2号）へのお申込みについて、令和6年4月入所については、令和5年10月1日時点で既に越谷保育専門学校附属吉川幼稚園に入所されている方を優先して利用調整を行います。なお、既に入所されている方の利用希望人数が利用定員を下回った場合に限り、新規入園児童に係る利用調整を行います。
※令和6年5月入所以降の利用調整については、優先措置を設けることなく、通常どおり行います。
- ・施設名や定員等の概要につきましては、現時点での内容から変更となる場合があります。

4 施設ごとの保育情報

(1) 休所日

日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)は休所となります。その他、市長が特に必要と認めた場合は、臨時に休所することがあります。なお、公立保育所以外の保育施設については、上記の日程のほかに登園の自粛を依頼することがありますので、詳細は各施設に直接お問い合わせください。

(2) 保育時間及び延長保育料

勤務時間・通勤等の事情により、お子さんの送り迎えが通常保育の時間に間に合わない方に限り、必要時間に応じて延長保育を利用することができます。入所後、施設長と相談のうえ、各施設に直接お申込みください。

※延長保育料は変更となる場合があります。

◆第一保育所、第二保育所	
【保育標準時間】	
	7:00 17:00 18:00 19:00
平日	通常保育 延長 無料
土曜日	通常保育
【保育短時間】	
	7:00 8:00 8:30 16:30 17:00 18:00 19:00
平日	延長 200円 延長 無料 通常保育 延長 無料 延長 200円 延長 200円
土曜日	延長 200円 延長 無料 通常保育 延長 無料

◆よしかわエンゼル保育園、育暎保育園、つつじ保育園、よしかわフラワー保育園	
【保育標準時間】	
	7:00 18:00 19:00
平日	通常保育 延長 30分 200円
土曜日	通常保育 延長 30分 200円
【保育短時間】	
	7:00 8:30 16:30 19:00
平日	延長 30分 200円 通常保育 延長 30分 200円
土曜日	延長 30分 200円 通常保育 延長 30分 200円

◆青葉保育園、吉川つばさ保育園、ナーサリールームつばさ

【保育標準時間】

	7:00		18:00	19:00
平日	通常保育			延長 30分 150円
土曜日	通常保育			延長 30分 150円

【保育短時間】

	7:00	8:30	16:30	19:00
平日	延長 30分 150円	通常保育		延長 30分 150円
土曜日	延長 30分 150円	通常保育		延長 30分 150円

◆コピープリスクールよしかわステーション ◆コピープリスクールよしかわみなみ

【保育標準時間】

	7:00		18:00	19:00	20:00
平日	通常保育			延長 30分 150円	
土曜日	通常保育			延長 30分 150円	

【保育短時間】

	7:00	8:30	16:30	19:00	20:00
平日	延長 30分 150円	通常保育		延長 30分 150円	
土曜日	延長 30分 150円	通常保育		延長 30分 150円	

※延長料金の月額制度・・・月額 1,500円/30分、3,000円/1時間、4,500円/1時間30分、6,000円/2時間

◆かほ保育園

【保育標準時間】

	7:00		18:00	19:00
平日	通常保育			延長 30分 200円
土曜日	通常保育			

【保育短時間】

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
平日	延長 30分 200円	通常保育		延長 30分 200円	
土曜日	延長 30分 200円	通常保育		延長 30分 200円	

※延長料金の月額制度・・・月額 2,000円/30分、3,500円/1時間

◆きらり美南保育園、吉川美南ちとせ保育園

【保育標準時間】

	7:00		18:00	19:00
平日	通常保育			延長 30分 200円
土曜日	通常保育			

【保育短時間】

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
平日	延長 30分 200円	通常保育		延長 30分 200円	
土曜日	延長 30分 200円	通常保育		延長 30分 200円	

◆よしかわ杜の保育園

【保育標準時間】

	7:00		18:00	19:00
平日	通常保育			延長 30分 150円
土曜日	通常保育			

【保育短時間】

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
平日	延長 30分 150円	通常保育		延長 30分 150円	時間外保育料 500円
土曜日	延長 30分 150円	通常保育		時間外保育料 500円	

◆認定こども園吉川さくらの森

【保育標準時間】

	7:00		18:00	18:30	19:00
平日	通常保育			延長 100円	延長 150円
土曜日	通常保育			延長 100円	延長 150円

【保育短時間】

	7:00	7:30	8:30	16:30	17:30	18:30	19:00
平日	延長 無料	通常保育			延長 無料	延長 1時間 250円	延長 250円
土曜日	延長 無料	通常保育			延長 無料	延長 1時間 250円	延長 250円

◆認定こども園吉川幼稚園（令和6年度より認定こども園へ移行予定）

【保育標準時間】

	7:00						18:00	18:30	19:00	
平日	通常保育							延長 100円	延長 150円	
土曜日	通常保育							延長 100円	延長 150円	

【保育短時間】

	7:00	7:30	8:30		16:30	17:30	18:30	19:00
平日	延長 250円	延長 無料	通常保育			延長 無料	延長 1時間250円	延長 250円
土曜日	延長 250円	延長 無料	通常保育			延長 無料	延長 1時間250円	延長 250円

◆こぐま保育園、こぐま保育園マミー、hoiku 縁

【保育標準時間】

	7:00						18:00	19:00
平日	通常保育						延長 30分100円	
土曜日	通常保育							

【保育短時間】

	7:00	8:30		16:30	18:00	19:00
平日	延長 30分150円	通常保育			延長 30分100円	
土曜日	延長 30分150円	通常保育			延長 30分100円	

◆ふえありい保育園吉川園 ◆ふえありい保育園吉川美南園

【保育標準時間】

	7:00						18:00	19:00
平日	通常保育						延長 30分100円	
土曜日	通常保育							

【保育短時間】

	7:00	8:00	8:30		16:30	17:00	18:00	19:00
平日	延長 30分100円	延長 無料	通常保育			延長 無料	延長 30分100円	
土曜日	延長 30分100円	延長 無料	通常保育			延長 無料	延長 30分100円	

◆おひさま保育園

【保育標準時間】

	7:00		18:00	19:00
平日	通常保育			延長 無料
土曜日	通常保育			

【保育短時間】

	7:00	8:00	8:30		16:30	17:00	18:00	19:00
平日	延長 30分 100円	延長 無料	通常保育		延長 無料	延長 30分 100円		
土曜日	延長 30分 100円	延長 無料	通常保育		延長 無料	延長 30分 100円		

(3) 延長保育料以外の実費徴収

① 給食費（主食費・副食費）

3歳児以上の給食提供に当たっては、主食費・副食費がかかります。
施設に直接納付してください。

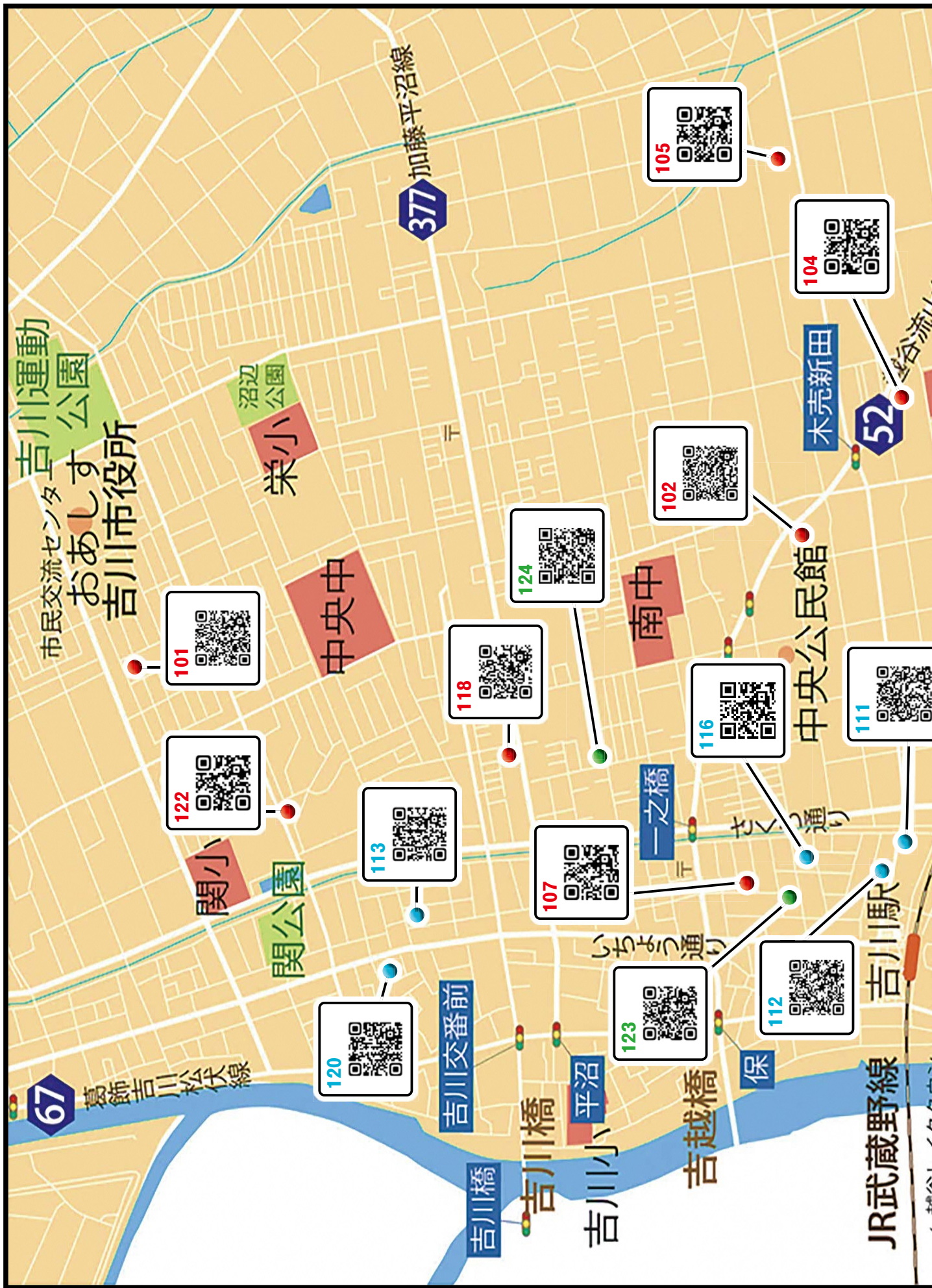
【各園給食費一覧】※今後金額が変動することがありますので、予めご了承ください。（月額）

施設名	給食費		合計
	主食費	副食費	
吉川市立第一保育所	400円	4,300円	4,700円
吉川市立第二保育所	400円	4,300円	4,700円
青葉保育園	500円	5,000円	5,500円
よしかわエンゼル保育園	800円	5,200円	6,000円
育暎保育園	900円	5,100円	6,000円
吉川つばさ保育園	360円	4,380円	4,740円
コピーブリススクールよしかわみなみ	1,500円	6,000円	7,500円
コピーブリススクールよしかわステーション	1,500円	6,000円	7,500円
かほ保育園	800円	5,500円	6,300円
吉川美南ちとせ保育園	1,500円	5,500円	7,000円
きらり美南保育園	1,500円	5,000円	6,500円
つつじ保育園	1,500円	5,300円	6,800円
よしかわ杜の保育園	1,500円	5,000円	6,500円
よしかわフラワー保育園	1,500円	5,500円	7,000円
認定こども園吉川さくらの森	1,475円	5,974円	7,449円
認定こども園吉川幼稚園	3,162円	4,313円	7,475円

② その他主な実費徴収

制服・体操着・文房具等、保育施設ごとに異なります。
詳細は施設へ直接お問い合わせください。







- 101
- 102
- 103
- 104
- 105
- 106
- 107
- 108
- 109
- 110
- 114
- 115

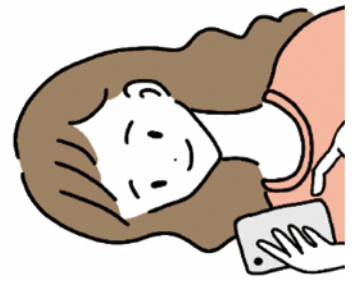
吉川市立第一保育所
 吉川市立第二保育所
 コピーブリススクールよしかわみなみ
 青葉保育園
 よしかわエンゼル保育園
 育映保育園
 吉川つばさ保育園
 コピーブリススクールよしかわステーション
 かほ保育園
 きらり美南保育園
 吉川美南ちとせ保育園
 つつじ保育園

- 118
- 122
- 123
- 124
- 111
- 112
- 113
- 116
- 117
- 120
- 121

よしかわ社の保育園
 よしかわフワワー保育園
 認定こども園吉川さくらの森
 認定こども園吉川幼稚園
 こぐま保育園
 こぐま保育園マミー
 ふえありの保育園 吉川園
 ナーサリールームつばさ
 haiku 縁
 おひさま保育園
 ふえありの保育園 吉川美南園

番号の色分け
 赤…公立・民間保育所
 緑…認定こども園
 青…小規模保育事業所

QRコードから施設の
 ホームページを見られます
 ※公立の保育所は市の
 ホームページです





問合わせ先

吉川市 こども福祉部 保育幼稚園課 保育幼稚園係

〒342-8501 吉川市きよみ野一丁目1番地 TEL:048-982-9528 (直通)

開庁日時:月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで (12月29日から1月3日、祝日を除く)